

# I C A N N 政府諮問委員会 サンファン会合報告

---

平成30年4月26日（第51回 I C A N N 報告会）

総務省データ通信課企画官

高村 信

# アウトライン

1. 政府諮問委員会（G A C）サンファン会合概要・・・ 1
2. 欧州G D P Rとw h o i s・・・・・・・・・・・・・・ 3
3. G A C助言(欧州G D P Rとw h o i s以外)・・・ 11
4. 過去のG A C助言フォローアップ・・・・・・・・・・・・ 14
5. ハイレベル政府ミーティング・・・・・・・・・・・・ 20

# 1. GACサンファン会合の概要

1. 開催日：2018年3月10日（土）～3月15日（木）
2. 開催地：サンファン（プエルトリコ）
3. 出席者：59か国・地域の政府、8の国際機関等（オブザーバー）  
（ICANN全体では、151カ国、約2200人が参加）  
日本からは総務省データ通信課高村企画官及び角田係長が出席
4. 主な議題：
  - （1）欧州一般データ保護規則(GDPR) とwhois
  - （2）国際条約機関（IGO）の留保された略称
  - （3）IGOの保護
  - （4）「.amazon」と関連文字列の申請
  - （5）2nd levelにおける2文字の国及び領域コード
  - （6）新gTLD追加の在り方
  - （7）ハイレベル政府ミーティング
5. その他：GAC新メンバーとして、バングラディッシュ、ボツニアヘルツェゴビナ、ミャンマーが加入。

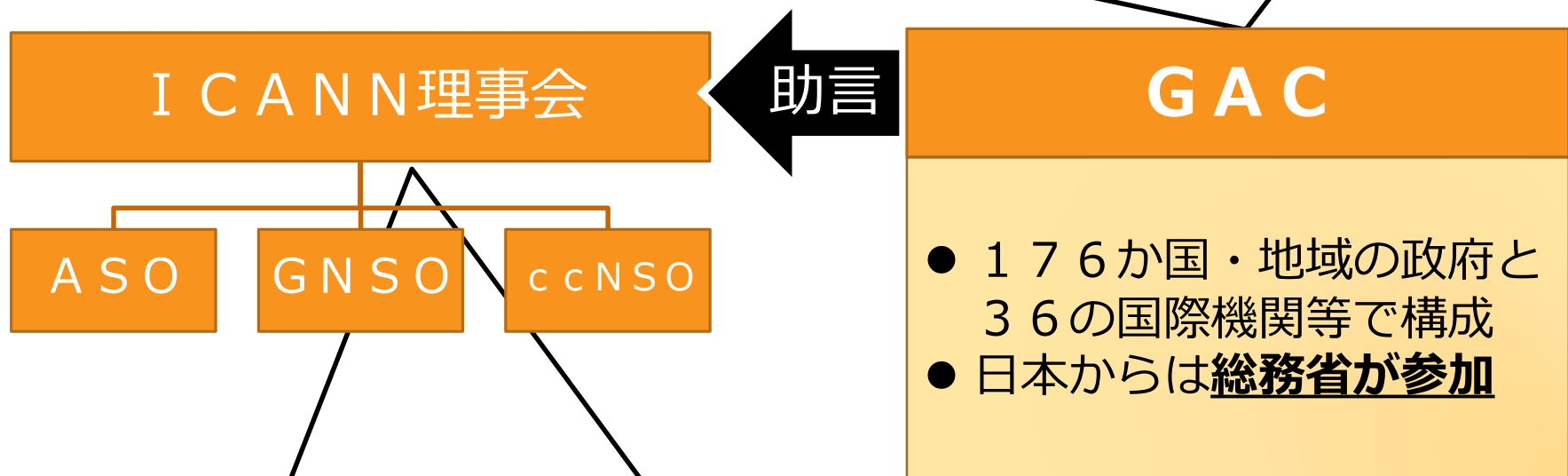


(上) ICANNオープニングセレモニー  
(下) 政府諮問委員会（GAC）会場

# (参考) G A Cの概要

## Governmental Advisory Committee

I C A N Nの活動に関し、公共政策課題に関する事項等について政府の立場から検討し、**I C A N N理事会に対して助言**する。



I C A N N理事会は、ポリシー（I C A N Nのルール）の形成及び採用においてG A Cの助言を考慮する。

## 2. 欧州GDPRとwhois

---

- ICANNは、マルチステークホルダーコミュニティと欧州DPAを巻き込みながら、十分かつタイムリーなGDPRへの適応を確保するための取組を行い続けること。
- GDPRに十分かつタイムリーに対応しつつ、現在のwhoisの構造を最大限可能な限り維持すること（過去のGAC助言を強調）。
- 暫定モデルで提案された認証システム及び行動規範の作成・実行において、GACは、運営的な役割を想定していない。
  - ただし、公共政策的観点から、理事会への助言及びコミュニティへの関与は進んで行う。
  - また、whoisへのアクセスが確保され続けるため、個別の政府が希望すれば、政府のユーザー情報をICANNに提供する機会がある。

- 暫定モデルへのGACコメントに従い、理事会はICANNに以下を指示すること
  - 暫定モデルが現在のwhoisの要件を最大限維持することを保証すること
  - 特定された正当な目的との関係において必要性及び比例性が説明され、暫定モデルに対する詳細な根拠を示すこと
  - 特にLEAに非常にネガティブな影響を与えるという観点から比例原則において釣合いがとれないため、登録者のemailアドレスを隠す提案を再検討すること
  - 法人及び自然人を区別し、GDPRの範囲外である法人のwhoisデータは公にアクセス可能とすること
  - 正当な目的を持つユーザーのために、暫定モデルが完全に機能するまで、全ての契約関係者に対し、原則として強制的に非公開データを含むwhoisへの引き続きのアクセスを保証すること
  - 認証プログラムにおいて想定されるクエリボリュームの限界が、現実的な捜査上のクロスレファレンスのニーズとバランスが取れていること、かつ、
  - LEAによるwhoisクエリの匿名性を保証すること

さらに、本会合での議論を踏まえ、理事会は、ICANNに対して以下を指示すること

- GAC助言を考慮し、可能な限り早く暫定モデルを完成させること。モデルが完成したら、GACは、29条作業部会へのICANNのアウトリーチを補完すること
- 暫定モデルを実行するとともに、一時的なアクセスメカニズムを行うため、一時的なポリシーかつ/又はICANNの標準的なレジストリ・レジストラの契約に特別な修正を行うことを検討すること
- GACに代表者を出していない政府に対して、whoisへの引き続きのアクセスを保証するため、これらの個別の政府が希望をすれば、ICANNに当該政府のユーザー情報を提供できる機会がある旨を通知することを手伝えること



ICANNの核となる使命は「安定的かつ安全なインターネットの識別子システムの運営を確保する」ことである。したがって、ICANN bylawは「DNSとインターネットの運営上の安定性、信頼性、安全性、グローバルな相互運用性、回復性及び開放性」の維持及び拡大へコミットすることを規定している。ICANNのコミットメント及び要求されるレビューは、ICANNが「消費者保護、安全性、安定性、回復性及び悪意あるアビュース」に関する課題へ適切に対処しなければならないことを強調している。現在のwhoisシステムは、多くの公共政策利益（GAC 2007whois原則から一部引用すると、DNSの信頼拡大、消費者保護の確保、知的財産の保護、サイバー犯罪・プライバシー・詐欺行為への対処）の達成に資するものである。

GDPRは、論点となっている様々な正当な公益及び私益（プライバシー、アカウントビリティ等）のバランスを取るためのメカニズムを提供する。ICANN bylawに反映された正当な利益は、GDPRの規定（「詐欺行為の防止」、「違法又は悪意ある行為」へ抵抗する能力を含む「ネットワーク及び情報セキュリティの確保」、起こりうる「犯罪的行為又は公共セキュリティへの脅威」の政府機関への報告等）と一致していることに留意する。

特に、登録データに関しては、ICANN bylawは、whoisデータは「法執行の正当なニーズ」及び「消費者の信頼の促進」に不可欠だと認識している。これらの規定は、インターネットのガバナンスは私的団体の利益に資するだけでなく、多くの重要な公共政策利益に資するものであるという、インターネットの公共資源としての本質を反映している。

ICANNの新しい暫定提案は、以前公開情報であったいくつかのカテゴリーを非公開とするなど、whoisシステムに重要な変化を提案している。GACは、暫定モデルが現在のwhoisシステムを可能な限り最大限維持するものではなく、これらの変更が必要な分析及び根拠によって担保されておらず、現在の提案に反映された選択が法律によって要求されたものかどうかという疑問を投げかけていることを懸念している。現状、提案されたシステムでは、法執行、知的財産、その他不正な活動やDNSアビュースへの対処を行う者の取組を妨げるリスクがある。

特定のwhoisデータ要素を公開データベースから隠すという決定には根拠が要求される。まず、非個人情報（法人関係の情報を含む）、例えば、名称（法人に限る例：企業名、組織名）又は運営及び技術連絡先、州/県及び国名については、隠す必要がない。次に、個人情報については、GDPRは一定の条件のもと、公開を含めてそのプロセッシングを許容している。29条作業部会によって分類された通り、一部の個人データの公開は、それがwhoisディレクトリとともに追求される正当な目的に照らして正当化され、かつ、法的根拠がある（コントローラー又は第三者による契約又は正当な利益の実行等）限り、除外されない。特に、登録者のemailアドレスの公開は、多くの正当な目的があること及び登録者が個人データを含まないemailアドレスを提供する可能性を踏まえ、データ要素の重要な役割に照らして検討されるべき。最後に、法人は明示的にGDPRの範囲から除外されている。

### (1) 概要

ICANNが2月28日に発表したwhoisの暫定モデルについての各パネリストからの見解をのべ合った。全体として、暫定モデルに達した理由付けが不足していること、認証システムの詳細が不明確、今後の検討のためにより多くの追加情報が必要という認識が共有された。

### (2) 参加者の意見

欧州のレジストリ：GDPRに適応するため、欧州のレジストリは既にwhoisデータの公表を制限している。GDPRとwhois公開原則の相反を解決するため、ICANNに関連の契約の調整を求めている。

欧州のインターネット産業団体：whoisの公表データ項目を少なくするべき。認証システム作成への政府の関与により、政府が現状の諮問的役割から逸脱する可能性がある。

欧州委員会：暫定モデルには、個人情報保護と取得の公共目的の比例原則に基づく評価が必要。認証システム確立までの期間、whoisにアクセスできる一時的な措置が必須。

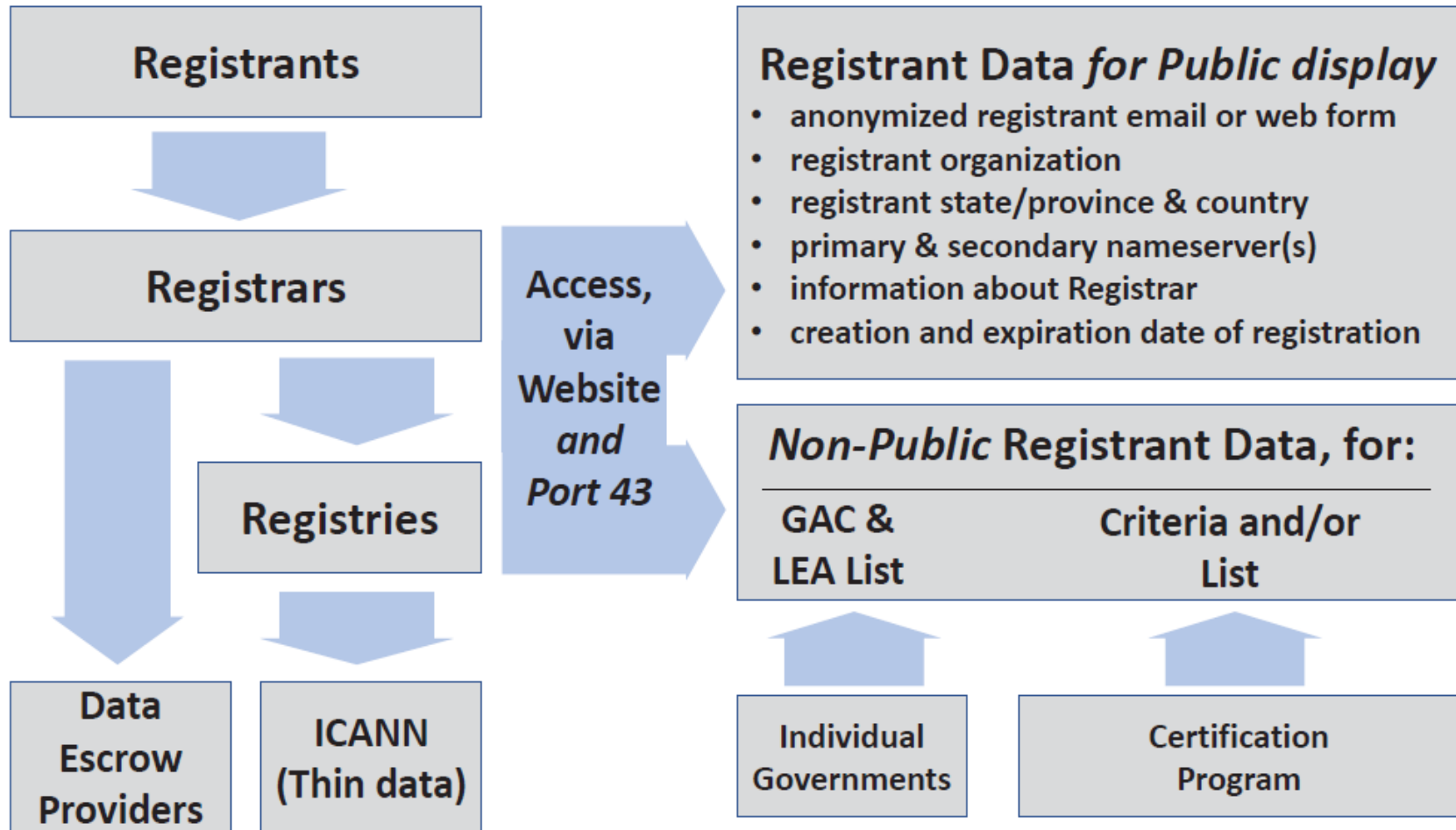
著作権企業団体：著作権侵害への対処のため、登録者のemailアドレスの公開が重要。

セキュリティ企業：whois情報はセキュリティ調査のために必須。登録者のemailは公表されるべき。セキュリティ企業も非公開whoisへのアクセス権が付与されるべき。

非商用グループ：個人情報保護と迅速なwhoisへのアクセスのバランスを確保するため、現在のwhoisから、正当な目的を持つ者のみアクセスできるwhoisに変更すべき。正当な目的は自己認証ではなく正式な認証システムによるべき。

ALAC：認証システムにおいてLEAのみにwhoisへのアクセス権を付与すべきでなく他の者も考慮するべき。

ICANN：暫定モデルはマルチステークホルダーでのポリシー策定を阻害しない。



Day3の議論を踏まえてのICANN理事メンバーとフロアとの意見交換

フロアからの主な意見：

- ・ 暫定モデルの適用によりwhoisへのアクセスの透明性が低下する結果サイバー犯罪が増加することを懸念（セキュリティ企業）
- ・ 知的財産や情報セキュリティの専門家等政府組織以外の者が非公開のwhoisデータへアクセスできるべき。認証基準案をGNSOの部会で作成（GNSO BC）
- ・ 認証システムの確立までの間、LEAが非公開のwhoisデータへアクセスできる措置を取るべき（Europol）
- ・ 厳格な認証システムを推奨。ISOの標準規格を踏まえるべき（GNSO NCSG）
- ・ 暫定モデルの適用により、レジストリのプライバシー関連の契約を改正する必要があるが、GDPRの施行までに時間的余裕がない（レジストリ）
- ・ whoisにおいて誰がどの領域のデータコントローラーに該当するか明確に（レジストリ）
- ・ 暫定モデルの適用による知的財産関係の業務への影響を懸念。知的財産権保護の専門家も非公表のwhoisデータにアクセスできるように措置を取ってほしい（GNSO IPC）
- ・ 暫定モデル導入によるwhoisリニューアルの通知方法。匿名メールとwebformのどちらを公表データとするか。欧州市民の登録者がいないレジストリは暫定モデルを適用するべきか（レジストリ）

なお、ICANNからは、欧州DPAに明確な指針を求めているものの回答を得られておらず、暫定モデルがGDPRに抵触しない担保がないことへの理解を求めるとともに、DPAと対話を続ける旨の表明があった。

### 3. GACの助言(欧州GDPRとwhois以外)

---

新gTLDのセカンドレベルでのIGO略称の暫定的な保護に関して、

- (1) IGOは、希望をすれば、セカンドレベルでの略称の登録が可能であるべきこと
- (2) セカンドレベルでの略称の登録をした場合、現在のポリシーにおいて、当該IGOのフルネームの保護は失効するべきではないこと
- (3) 要求されたIGOは、いかなる略称の開放においても全ての関連するものに通知されるべきであること

※本助言は、アフリカ連合 (AU)が、その本部と一部の組織で「.au.africa」を利用したいため、留保すべきIGOの名称及び略称が列挙されたIGOリストから「.au」を開放したい旨を、GAC議長宛の書簡にて表明し、「.au」をントリーコードに持つオーストラリアも異議を唱えなかったことから、「.au.africa」の取得をスムーズに進めるため行われた。

IGOの「gTLD事後的権利保護メカニズムポリシー策定プロセス（PDP）」において現在進行中のポリシー策定に留意し、IGOの名称及び略称の予防的保護に関する過去のGAC助言を支持するとともに、修復不可能な侵害がIGOに及ぶことを防ぐため、IGOの名称及び略称に係る永久的な解決に達するまで、一時的な保護を維持することの重要性を想起し、理事会は、予防的保護を受ける資格のあるIGOのリストが、可能な限り正確かつ完璧なものであることを保証すること

## 4. 過去の助言のフォローアップ

---



- GACは、前回アブダビ会合時にAmazon社から提示された和解案に関して、関連政府からの進捗報告を受けるとともに、アマゾン協力条約機構 (ACTO) 加盟国が、当該和解案を分析するプロセスを確立し、その分析が進んでいることを理解した。さらに、GACは、Amazon社及びICANN理事会メンバーが、要求があれば、本件の解決に向けて手伝うつもりがあると通知された。
- GACは、「.amazon」の申請を拒否した過去のGAC助言に関連した追加の情報提供を求める理事会決議（2017年10月29日）について、GACからの意思表示として、理事会の要求に回答することを決定し、本会合で関連政府から進捗報告を受けたこと等を伝えるとともに、現時点で、前回アブダビ会合のGAC助言以外の追加情報は存在しない旨の書簡を理事会に提出した。

- 過去のGAC助言において表明された、本件に関する深刻な懸念の重要性に留意する。
- GACは本件に関してICANNが政府の懸念を解消するためのイニシアティブを取っていることに留意するが、ICANNによるイニシアティブは不十分だと考えた。

- 次期ラウンドのルールを検討するGNSOのポリシー策定プロセス（PDP）において「トップレベルでの地理的名称」を扱う作業部会（WT5）における作業の進捗をレビューした。
- 地理的に重要性のある名称の開放に係るWT5での議論に関して、ICANNの外で行われている組織の活動も考慮すべきであることが言及された。
- 本会合でのWT5の議論に関して、トップレベルの国名が、GNSOの活動範囲のもとでの一般ドメイン名となるかどうかという課題が争点になっていること、WT5の作業完了までの想定タイムラインが非常にタイトであることに懸念が表明されていることが言及され、GACメンバーにもタイムリーなインプットを提供する必要があることが強調された。

次期ラウンドのルールを検討するGNSOのPDPの共同議長から、PDPにおいて、GAC助言は考慮されているものの、公共政策関連の課題（発展途上国支援、コミュニティベース申請等）について、より詳細なGACの見解や情報が求められていることが伝えられた。

一方、GACメンバーは、特定の課題のどこがGAC助言と異なるかをGACに提示することや関連情報をGACに提供することが、PDPにとって役に立つと伝えた。

- 前回2012年のラウンドでの諸課題を解決した上で次期ラウンドに臨むべきとする**GAC**と、早く次期ラウンドを実施したい**GNSO**の間に**意見の隔たり**がある。
- 主な論点は、**トップレベルドメイン**における**①地理的名称の保護、②国際条約機関 (IGO) の略称の保護、③赤十字・赤新月社 (RCRC) の名称及び略称の保護**の在り方。

	2012年のラウンドにおける保護の状況	次期ラウンドに向けたGACの主張	ICANN全体での議論の状況
地理的名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ISO3166-1の国名及び国名コードは、予約語として保護。</li> <li>・ 国の首都名 (tokyo等)、ISO3166-2による都市名 (okinawa等)、UNESCOの地域名 (asia等) は、地理的名称として、申請には関連政府機関の支持又は反対しない旨の文書が必要。</li> <li>・ <u>上記には該当しないが、その申請が公共政策上の懸念がある場合は、GACによる早期警告や助言が可能 (保護は担保されない)。</u></li> </ul>	<p>amazon等、現在のルールでは地理的名称に該当しない地域名についても、保護すべき。</p>	<p><u>次期ラウンドのルールを検討するPDPの作業部会 (WT5) において、全てのSO/ACが参加した上で、議論中</u></p>
IGO	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ IGOの名称は予約語として保護。 ※略称は、一時的な措置として保護。</li> <li>・ 事後的な権利保護については、一般の商標権利者と同様の紛争処理制度 (UDRP,URS) を利用可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ IGOの略称 (OECD、WHO等) も予約語として保護すべき。</li> <li>・ IGOに特別の事後的な権利保護メカニズムを作るべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2018年1月、IGO名称保護の実行ポリシーを発表し、同年8月から実行予定。</li> <li>・ <u>略称の保護については、元ICANN理事の仲介のもと関係者で議論中。</u></li> <li>・ <u>IGOに特別の事後的な権利保護メカニズムの確立についてPDPで議論中。</u></li> </ul>
RCRC	<p>RCRCの名称 (redcross、redcrystal等) は、予約語として保護。 ※略称は、一時的な措置として保護。</p>	<p>RCRCの略称 (ICRC等) や、各国赤十字・赤新月社の名称・略称 (日本赤十字等) についても予約語として保護すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2018年1月、RCRC名称保護の実行ポリシーを発表し、同年8月から実行予定。</li> <li>・ 2017年3月、各国赤十字・赤新月社の名称も保護することで合意し、PDPを再招集して議論中。</li> <li>・ <u>略称の保護については、GACから繰り返し行うものの進展なし。</u></li> </ul>

## 5. ハイレベル政府ミーティング

---

# ハイレベル政府ミーティング

## ハイレベル政府ミーティングについて

I C A N Nのグローバルな説明責任及び透明性の向上を図ることを目的とし、I C A N Nの活動に係る政府との情報交換を促進する観点から、政府諮問委員会に加盟する政府の高官が集まる会合を、2012年の初開催以降、これまで約2年毎に計3回開催。

## 今次会合の概要

(1) 日程：2018年10月22日（月） ※ICANNバルセロナ会合期間中に開催

(24日（水）スペイン政府主催のGala Dinnerにも招待)

(2) 場所：バルセロナ（スペイン）

(3) 出席者：数十カ国の政府の高官（大臣級）

(4) アジェンダ：

- ① サイバー犯罪への対応に係るドメイン名システムの役割  
登録者のプライバシーへの課題
- ② 2012年新g T L Dラウンドの現状：期待とアウトカム
- ③ I A N A移管後のI C A N N：結果として生じた組織と未解決課題の評価
- ④ 政府及び政府間組織のI C A N Nへの参加による付加価値
- ⑤ サイバーセキュリティ、ブロックチェーン、IoTの観点からのDNSの進化





MINISTERIO  
DE ENERGÍA, TURISMO  
Y AGENDA DIGITAL

ÁLVARO NADAL BELDA  
MINISTRO

Ms. Seiko Noda  
Ministry for Internal Affairs and Communication  
2-1-2, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokio (100-8926)  
JAPON

Madrid, 13 March 2018

Dear Minister,

It is my honor and pleasure to invite you to the ICANN High Level Governmental Meeting to be held in Barcelona on 22nd October 2018. This meeting will take place at the Barcelona International Convention Center (CCIB) along with the 63rd ICANN meeting.

The Barcelona High Level Meeting aims to strengthen the dialogue amongst Governments in order to exchange views on ICANN/GAC processes and encourage their active involvement in defining public policies related to the Internet and its governance.

Attached to this letter you will find an agenda, which contains high interest topics to be discussed during the meeting. These issues should give us the opportunity to focus on areas of common interest at this important time



# (参考) 参考URL

(1) GACサンファン会合のコミュニケ (成果文書)

<https://www.icann.org/resources/correspondence/1214311-2018-03-15-en>

(2) GACアブダビ会合報告会資料

<https://www.nic.ad.jp/ja/materials/icann-report/20171205-ICANN/>